

1. 令和4年度島根県沖合海面における漁業許可（山口県船入漁）の制限措置

区分		内 容	
ひき縄釣漁業	制限措置	漁業種類	しいら、ぶり、かつお又はまぐろの採捕を目的とするひき縄釣漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	30隻
		船舶の総トン数	(1) 推進機関の馬力数が100キロワットを超える場合にあつては、定めなし (2) 推進機関の馬力数が100キロワット未満の場合にあつては、3トン以上
		推進機関の馬力数	(1) 使用船舶の総トン数が3トン以上の場合にあつては、定めなし (2) 使用船舶の総トン数が3トン未満の場合にあつては、100キロワット超
		操業区域	島根県益田市魚待鼻から正北の線以西の島根県沖合海面
		漁業時期	4月1日から翌年3月31日まで
		漁業を営む者の資格	山口県内に住所又は主たる事務所を有し、島根県と山口県との間で調整が図られている漁業者

2. 令和4年度島根県沖合海面における漁業許可（山口県船入漁）の許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年3月25日 から 令和4年4月7日